

豊中市子どもの進路選択支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、貧困の連鎖を防止するため、被保護世帯の子ども及びその養育者に対して、子どもの進路選択に関する学習環境や生活習慣等の課題に関して、情報提供及び相談支援を行うことにより、子どもの自立助長を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 豊中市子どもの進路選択支援事業（以下、本事業という）は福祉事務所が実施する。

(事業対象者)

第2条 本事業の対象者は本市の被保護世帯の子ども及びその養育者であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中学2年生および中学3年生の世帯
- (2) 高校生相当の世帯
- (3) その他、福祉事務所が支援を要すると認めたこどものいる世帯

(事業内容)

第4条 前条の一覧をもとに、家庭訪問等を実施し、こどもとその保護者との面談により、以下の支援を実施する。

- (1) 進路選択に関する支援
- (2) 学習・生活環境の改善に向けた支援
- (3) 学習支援事業や居場所、各種奨学金の情報提供、奨学金申請の支援
- (4) 市内のこども関連各課、学校、その他関係機関との連絡調整
- (5) その他、進路選択や貧困の連鎖の防止に資すると福祉事務所が認める支援

(実施体制)

第5条 本事業の実施にあたっては、こども支援員を専任で行う職員として配置する。本事業はこども支援員が地区担当ケースワーカー、こども支援担当ケースワーカーと連携を図り実施する。また、支援対象者の状況に応じてこども支援担当ケースワーカーが本事業内容の支援を担うことを妨げない。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し、必要な事項は、福祉事務所長が別で定める。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）5月1日から実施する。